

参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 工事名 寺内導水路山見地区付帯施設ポンプ設置工事（オープンカウンター方式）
- 2 場所 福岡県朝倉市山見地内
- 3 工期 契約締結の翌日から 令和8年6月30日 まで
- 4 内容等 別添、特記仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件
 - ・別添特記仕様書のとおり施行が可能であるもの。
 - ・機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち「機械設備工事」の認定を受けており、かつ、建設業法の「機械器具設置工事業」の許可を受けていること。
 - ・本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県又は大分県内に所在する者であること。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX、電子メール、郵送又は持参による。（※FAX番号、メールアドレスは、4）に記載）なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。
 - 3) 見積書提出期限 **令和7年11月18日 12時 まで**
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133 又は、0946-25-0116
mail nyukei_chikugojyouryu@water.go.jp
 - 5) 担当者 総務課 見上 潤
 - 6) 質問書提出期限 令和7年11月14日 12時 まで
※質問の回答については、翌営業日の15時までにHPに掲載します。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和7年11月19日 12時まで**とします。
 - 8) その他
 - ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
 - ② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 請書を使用します。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 = 127$ $127 \div 2\text{者} = 63 \text{ 余り } 1$ 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する $\Rightarrow$ △△組が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 + 1 = 128$ $128 \div 3\text{者} = 42 \text{ 余り } 2$ 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する $\Rightarrow$ ◎◎工業が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

寺内導水路山見地区付帯施設ポンプ設置工事 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所(以下「機構」という。)が施行する寺内導水路山見地区付帯施設ポンプ設置工事に適用する。

第2節 工事場所

福岡県朝倉市山見地内

第3節 工事概要

本工事は、寺内導水路山見地区付帯施設について、設備の機能回復を目的にポンプの設置を行うものである。

3-1 施工範囲

本工事の施工範囲は、次の設備の設置、調整及び試運転までの一切とする。

設 備 名	工 事 内 容	数 量	摘 要
1号ポンプ(山見向)	水中ポンプ設置	1台	

第4節 工期等

契約締結の翌日から令和8年6月30日まで

第5節 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

また、再生資源利用〔促進〕実施書は工事完成時に電子データで監督員に提出するものとする。

第6節 設計変更等

本工事に次の項目を追加等する場合がある。なお、実施にあたっては受注者と監督員の協議により決定し、費用については設計変更の対象とする。

1. 本工事対象設備において、工期中に発見された不具合箇所の整備（追加）
2. 設備の機能・安全性・信頼性を向上させるための整備（追加）

第7節 提出図書

受注者は、次に掲げる書類を作成し、担当職員へ提出するものとする。

提出書類名	部数	提出期限	適用
施工計画書	1部	現地作業実施日の30日前	工事概要、施工監理計画、安全管理、再生資源利用〔促進〕計画書
承諾図書	1部	契約締結後14日以内	機器仕様等

試験成績書	1 部	現場搬入時	汎用品に関しては「合格書」等で可
完成図書	1 部	現地作業終了後速やかに	工事概要、機器仕様、取扱説明書

第8節 既設設備の主要仕様

本工事対象設備の主要仕様は、別表－1「設備仕様一覧表」のとおりとする。

第9節 設置機器等

本工事で設置する水中ポンプの仕様は次のとおりとする。

機 器 名	規格・寸法等	数量	備考
水中ポンプ	形式: 水中タービンポンプ 口径: $\phi 65\text{mm}$ 揚程: 83m 吐出量: $0.30 \text{ m}^3/\text{min}$ 出力: 11KW 電源: 三相3線 200V 60Hz 始動方式: スターデルタ 材質: 羽根車 CAC406(BC6) ケーシング FC200 吸込管 SUS304 ケーブル: 10m フランジ: JIS10K並形(相当)フランジ 8-M16×35L(吐出し口径 65mm)	1台	
配管	材質: SGPW 口径: $\phi 65 \text{ mm}$ L=約 400 mm	1本	
フランジ	JIS10K 並形(相当)フランジ 口径: $\phi 65\text{mm}$ 8 穴 材質: FCMB・FCD	3個	
フランジパッキン	JIS10K並形(相当)フランジ 口径: 65mm 8穴	2枚	
ボルト・ナット・ワッシャ	M16 L=35mm	16組	

第10節 設置一般事項

1. 現場での作業時期については、地元関係者との調整が必要となるため、受注者は作業実施時期について監督員の指示に従い作業を実施するものとする。
2. 受注者は、施工にあたっては十分な経験を有する技術者を派遣し、施工にあたらせるとともに監督員と連絡を密にし、手戻り等のないように施工するものとする。
3. 受注者は、設置にあたっては、設備本来の機能を損なうことがないよう慎重に作業を行うものとする。
4. 受注者は、ケーブルを敷設する場合は既設の電線管を使用するものとする。
なお、既設ケーブルを取外す際に電線管を損傷させないように十分に注意するものとする。
5. 受注者は、水中ポンプと既設配管を接続する際に取り付ける配管の長さを確認し、水中ポンプが宙吊り状態にならないよう十分に注意して設置するものとする。

6. 受注者は、配管のねじ切り部に錆止めのためにタッチアップを行うものとする。
7. 受注者は、設置作業により、「第7節 設置機器等」以外に取替を必要とする機器・部品が確認された場合には、機構が保有している予備品での取替、または、新規手配部品による取替を監督員と協議により追加変更する場合がある。
なお、新規部品手配により取替を行った場合には、設計変更の対象とする。

第 11 節 施工条件

水中ポンプは常時、吸水槽内に水没しているため、受注者が準備する工事用水中ポンプにより吸水槽内の水を排水したあと設置作業を行うものとする。
なお、排水先については立坑内とする。

第 12 節 仮設

12-1 仮置き

1. 場内の資機材の仮置き場所については、現場内に製品、材料を仮置きする必要がある場合、監督員と仮置き場所について打合せを行い決定しなければならない。
2. 工事完了時の清掃について、片付け、余剰資材及び仮設物を撤去し、工事に関わる部分を清掃して整然とした状態にするものとする。
3. 周辺道路等の使用については、現場内へ機器及び部品を搬入、並びに仮置きする際は、必要最小限とし、一般交通の妨げとならないように留意するものとする。

12-2 仮設機材

受注者が施工計画書に基づき設置、使用する仮設資材及び機械器具は、受注者が責任を持って準備するものとする。

第 13 節 輸送

受注者は、現地までの輸送中に製品が損傷や荷崩れしないよう厳重に梱包し、安全に輸送するものとする。

第 14 節 調整及び試運転

1. 受注者は、現地施工完了後に実施する試運転・調整に際して事前に監督員に試運転要領書を提出するものとする。
2. 受注者は、試運転時には必要な各運転データ(電流・電圧、圧力、吐出量等)の計測を行い、異常が無いことを確認するものとする。
3. 試運転の実施時期及び試運転範囲については、監督員と事前に打合せを行い、決定するものとする。
4. 受注者は、機側操作盤内の3E リレーの設定値を設置するポンプの能力に合わせて設定を行うものとする。設定後はその値を監督員に報告するものとする。

第 15 節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員へ協議するものとする。

— 以 上 —

位置図

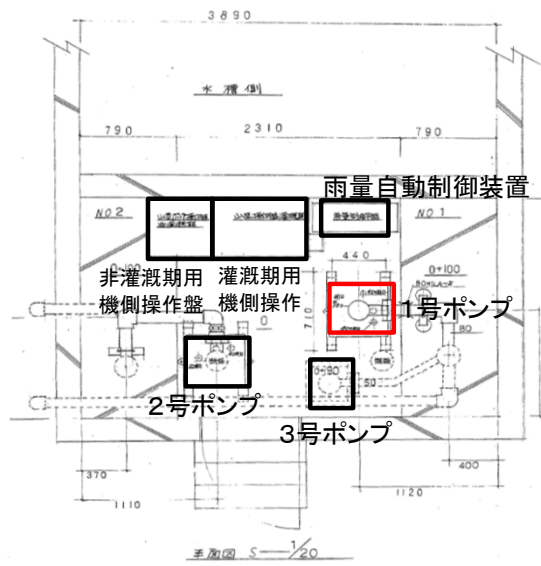


工事場所: 山見地区付帯施設
(福岡県朝倉市山見地内)

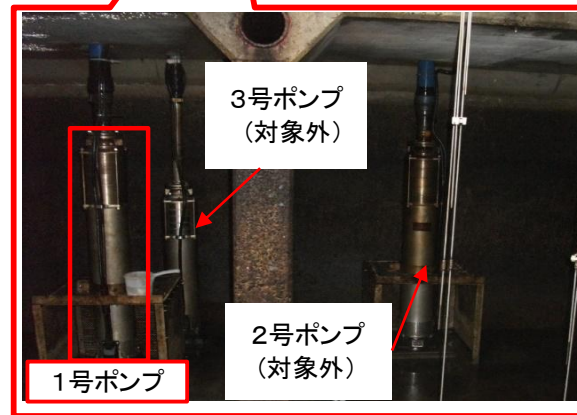
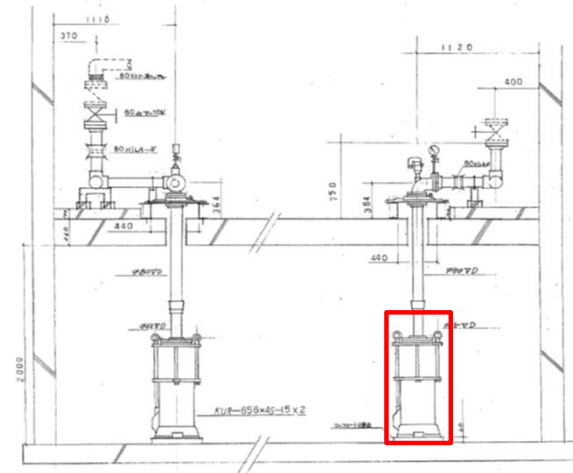
江川ダム

工 事 名	寺内導水路山見地区付帯施設ポンプ設置工事		
図面名称	位置図		
登録番号	—	図面番号	1
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所			

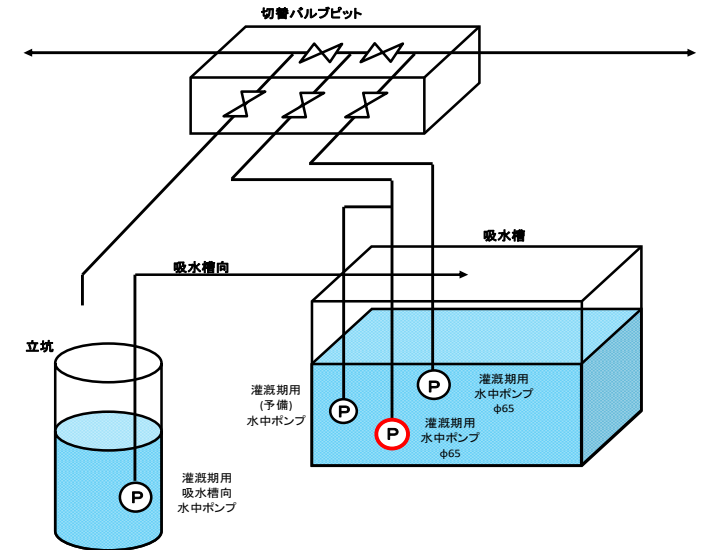
ポンプ配置図



山見揚水施設 吸水槽断面図



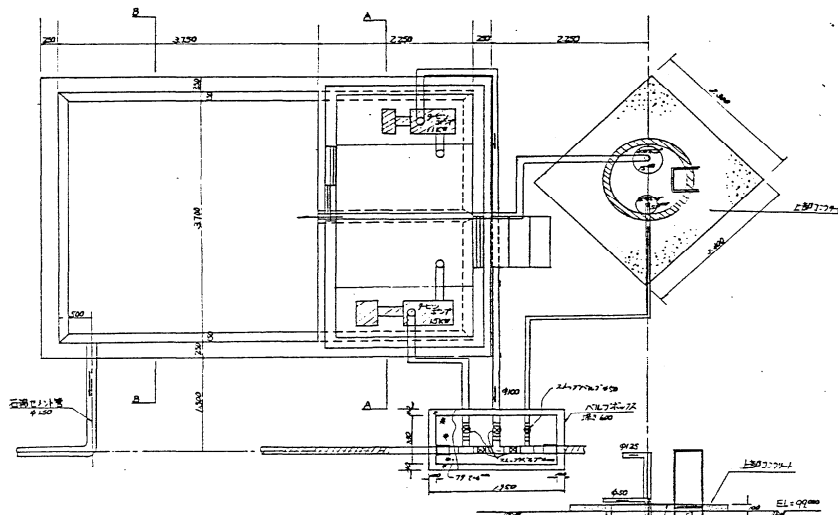
吸水槽内状況



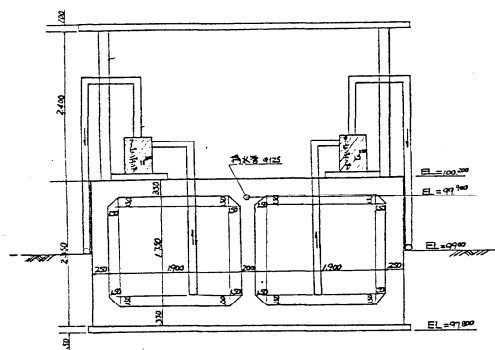
□ : 対象設備

工 事 名	寺内導水路山見地区付帯施設ポンプ設置工事		
図 面 名 称	ポンプ配置図		
登 録 番 号	-	図 面 番 号	3
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所			

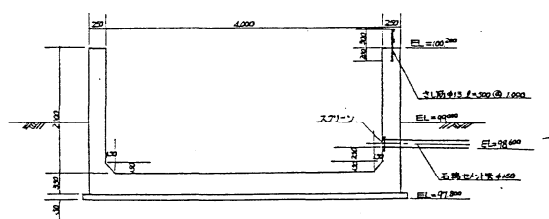
水槽平面図 S=1/50



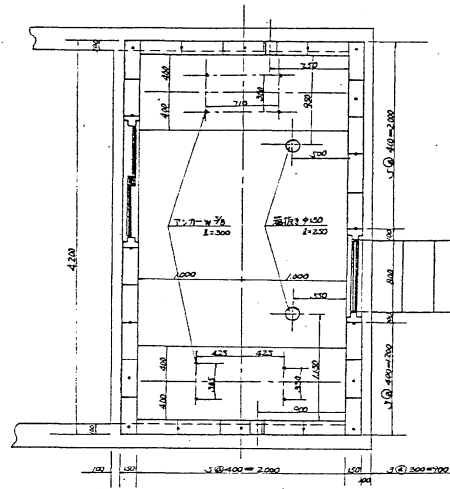
A-A断面図 S=1/50



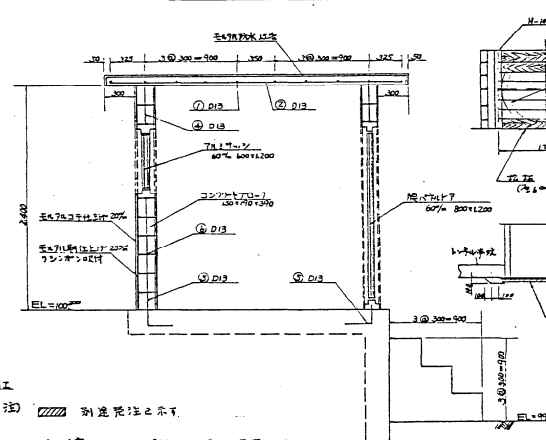
B-B断面図 S=1/50



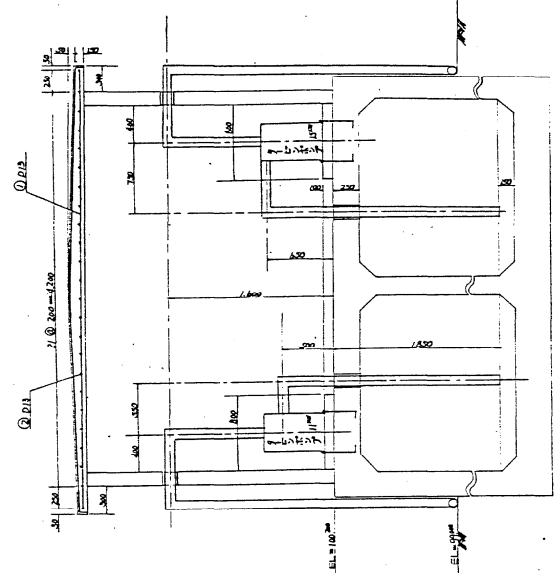
ポンプ室平面図 S=1/50



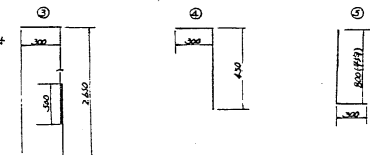
ポンプ室側面図 S=1/50



ポンプ室側面図 S=1/50



ポンプ室側面図 S=1/50



記号	長さ (mm)	本数 (本)	断面積 (mm ²)	重量 (kg)	形状
①	4,700	10	8,995	4,677	—
②	2,800	24	—	2,786	—
③	3,750	19	—	3,731	—
④	750	2	—	744	—
⑤	1,100	2	—	1,095	—
⑥	4,850	3	—	4,838	—
⑦	2,450	3	—	2,157	—

注 1 別途発注を示す。

ポンプ室アロップに接気アロップを2ヶ所用のこと

電気配線用パイプの埋込位置は監督員の指示に従うこと

工事名	寺内導水路山見地区付帯施設ポンプ設置工事		
図面名称	水槽一般図		
登録番号	—	図面番号	4
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所			

(案)

請 書

1 工 事 名 寺内導水路山見地区付帯施設ポンプ設置工事

2 場 所 福岡県朝倉市山見地内

3 工 期 自 令和 年 月 日

至 令和 8 年 6 月 3 0 日

4 請負代金額 ￥. ー

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ー)

上記の工事をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを
施工します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を施工しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、施工内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の施工内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の施工が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を施工の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔甘木〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。